

給付金請求書の記入方法

※請求書の様式はP.86に掲載しています。(共済ホームページからもダウンロードできます。)

提出する前に!! 今一度ご確認ください。

- ①給付金請求書記入事項に不足はありませんか。
- ②誤って記入した箇所には二重線を引き、正しい情報を記載してください。修正テープ等は使用しないでください。金額は訂正できません。金額を誤った場合は請求書を再度作成してください。

給付金請求書記入例 (入学祝金の場合)

第11号様式

川崎市勤労者福祉共済給付金請求書

令和 3 年 5 月 1 日

(宛先) 川崎市長

(請求者) 会員番号 **109999** — **0010**
 住所 **川崎市川崎区大師町〇〇**
 電話番号 **044-000-0000**
 会員氏名 **中原 一郎**
 (遺族氏名)

次のとおり、給付金を請求します。

給付金の種類及び給付事由対象者等 (該当数字に○印)

1 成人祝金 (本人) 配偶者氏名 _____
 2 結婚祝金 (本人) 出生児氏名 _____
 3 出産祝金 (本人・配偶者) 出生児氏名 _____
 4 入学祝金 (本人の子) (1) 小学校 入学者氏名 **中原 三郎**
 (2) 中学校 入学者氏名 _____
 5 傷病見舞金 (本人) 欠勤期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日
 (1) 8日以上30日未満
 (2) 30日以上90日未満
 (3) 90日以上
 6 弔慰金 (本人・家族) (1) 本人の場合、受取遺族の続柄 _____ 氏名 _____
 (2) 家族の場合、本人との続柄 _____ 氏名 _____
 7 災害見舞金 (本人) (1) 全焼、全壊又は流出
 (2) 半焼又は半壊

給付事由発生日 令和 3 年 4 月 1 日 ※コード _____

請求金額 ¥ **8 0 0 0**

委任状

受任者 所在地 **川崎市川崎区宮本町1番地**
 事業所名 **有限会社 共済企画**
 事業主又は代表者名 **代表取締役 共済 一郎**

上記の者を代理人と定め、当該給付金の受領に関する権限を委任します。
 (宛先) 川崎市長
 令和 3 年 5 月 1 日
 (委任者) 住所 **川崎市川崎区大師町〇〇**
 会員氏名 **中原 一郎**
 (遺族氏名)

該当する番号を○で囲んでください。

書類の記入日=請求日をご記入ください。

給付金を請求する会員の会員番号・住所・電話番号・氏名をご記入ください。

給付事由の対象者の氏名を記入してください。

事由発生日
 ●成人祝金 満 20 歳の誕生日
 ●結婚祝金 婚姻日
 ●出産祝金 出生日
 ●入学祝金 4 月 1 日

入学祝金は、8,000 円となります。金額の頭には¥マークをご記入ください。

※金額は訂正できません。金額を誤った場合は請求書を再作成してください。

給付金は、いったん事業主の口座に振込みますので、事業主または代表者に受任者欄の記入を依頼してください。

- 注1 給付金の種類は該当する番号を○で囲み、請求1件につき、請求書1枚を作成してください。
 注2 請求に必要な証明書類を添付してください。
 注3 金額欄は算用数字ではつきり記入してください。金額の訂正はできません。
 注4 給付事由発生日が1年以内に請求してください。
 注5 ※印欄は、記入しないでください。

会員から事業主への委任日=請求日以前の日付となります。

この欄にも会員の住所・氏名のご記入が必要となります。

！注意

各種申請書、給付金請求書・給付金申請証明書の記入にあたって、「消せるボールペン」(例: 温度変化で筆跡が消えるボールペン) を使った記入が増加しております。証書類でのご使用はできませんので、ご注意ください。

共済担当からひとこと



令和 3 年 4 月 1 日からの改正事項

給付金請求書を提出する際には、**必ず事由発生の実事について、事業所で確認をしてください。**

『成人祝金』の確認事項

給付金請求書の「給付金事由発生日」に会員本人が満 20 歳に達した誕生日をご記入ください。

『結婚祝金』『出産祝金』『入学祝金』の確認事項

証明書類等により、請求内容が給付金請求書に記載されている内容と一致していることを確認してください。共済への証明書類の提供は不要です。

虚偽の記載などがあった場合は、給付金を返還いただくことになります。また、市から請求内容について調査させていただく場合がありますので、事業所で事由発生の実事について必ず確認の上でご請求いただきますようお願いいたします。

不明な点は共済までお問合せください。▶ [給付金のお問合せ] ☎ 044-200-2274 (平日 8 時 30 分～17 時)